

誰もが地域で安心して 暮らし続けられるしくみとは？

～西宮市地域自立支援協議会の取り組みから～

メインストリーム協会
西宮市障害者地域生活相談支援センター
ピアサポート・西宮
西宮市地域自立支援協議会

玉木幸則

地域自立生活の理念

障害のある人もない人も

地域で助け合いながら

その人らしい暮らしを

障害者基本法の基本理念

- 第3条 すべての障害者は、**個人の尊厳ふさわしい生活を保障される権利**を有する。
- 2 すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他**あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。**
 - 3 何人も、障害者に対して、**障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。**

基本理念に立脚しているのか？

すばらしい理念 ≠

- ・議会
- ・行政
- ・施策 制度
- ・福祉関係者
- ・市民

ただふつうに
地域で暮らして
いきたいだけ

I 障害者自立支援法と地域自立支援協議会

自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋(日本障害者リハビリテーション協会版)

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/management-manual.html>

障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄))

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。



障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

障害者自立支援法(市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

障害者自立支援法施行規則

第65条の10

障害者自立支援法第77条第1項第1号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

地域自立支援協議会とは…

(解釈 玉木)

簡単にいうと、障害のある人もない人も
どうすれば、地域で暮らし続けられるか、
ということをいろいろな立場の人が集
まって、真剣に論議していく場である。
また、そこで出てきた課題について、ど
う解決していくかを模索していく仕組み
である。

Ⅱ 地域自立支援協議会の運営の視点

障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

地域自立支援協議会の機能

情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

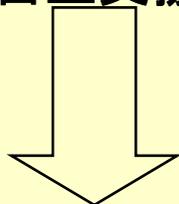
- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

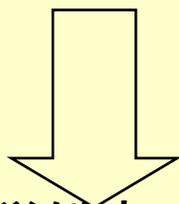
Ⅲ 課題解決のプロセス

地域自立支援協議会（市町または圏域設置）



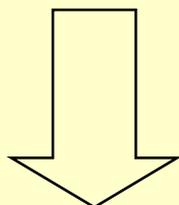
- ・障害福祉推進計画へ反映
- ・市町の制度作りに反映
- ・地域づくりに反映

兵庫県自立支援連絡協議会（県設置）



- ・県障害福祉推進計画へ反映
- ・県の施策へ反映
（広域的専門的支援含む）

厚生労働省・国会等



- ・障害者自立支援法から
障害者総合福祉サービス法の制定に向けて
- ・社会保障としての見直し

「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会」

地域自立生活をすすめる 相談支援体制と ケアマネジメント

～ 西宮市地域自立支援協議会の
取り組みから ～

障害者ケアマネジメントの 基本的な考え方

● 障害者ケアマネジメントとは

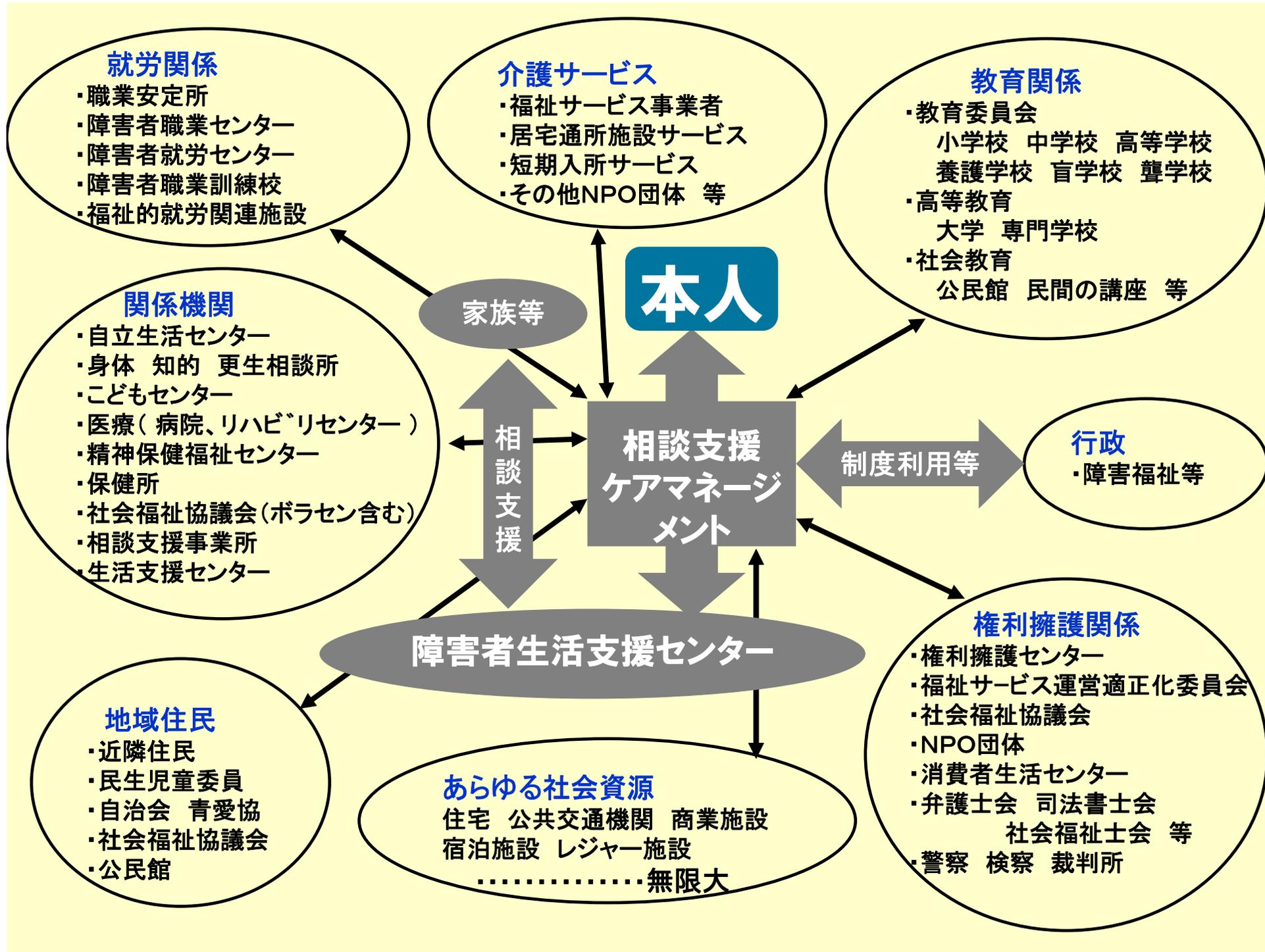
障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

障害者ケアマネジメントの 基本理念

- 1 ノーマライゼーションの実現に向けた支援
- 2 自立と社会参加の支援
- 3 主体性、自己決定の尊重・支援
- 4 地域における生活の個別支援
- 5 エンパワメントの視点による支援

本人中心の ケアマネージメントを考える

- ・究極は、本人の地域生活をとことん支えるためのシステム
- ・エンパワメントを支えるシステム
- ・チームで支えるシステム
- ・アドボカシーのシステム
- ・実は、介護保険のケアマネも本来この形である



本人

相談

障害者生活支援センター

インテーク
(ケアマネージメントの希望の確認)

アセスメント
・ニーズ把握
・ニーズを充足する方法の検討
・社会資源の検討

サービス利用計画の作成

サービス利用計画の実施
サービス調整・仲介

モニタリング・再アセスメント

終了

個別支援会議

必要に応じて、関係機関に呼びかけ、本人中心のケアマネージメントを展開する。

- ・ニーズの確認
- ・目指す生活のイメージ
- ・サービスの調整
- ・サービス基盤の把握
- ・その他

構成モデル

例 本人 家族 居宅介護事業者
デイサービス MSW 障害福祉
課CW 支援センターCO 等

地域自立支援協議会 (社会資源の改善及び開発)

- ・地域社会資源の把握
- ・地域の社会資源の連携づくり
- ・必要な支援の仕組みづくり
- ・社会的活動の創造
- ・障害者、障害者団体への働きかけ
- ・地域、地域住民への働きかけ
- ・行政機関、関係機関等への働きかけ
- ・行政機関、関係機関等への新たなサービスの提言

自立支援法による相談支援事業の内容

(1) 障害者相談支援事業（法77条第1項）

①福祉サービス利用援助

②社会資源の活用

社会生活力を高めるための支援

③ピアカウンセリング

④権利擁護のための必要な事業

⑤専門機関の紹介

⑥地域自立支援協議会の運営

(2) 相談支援事業(法77条第1項)

①市町村相談支援機能強化事業

②住宅入居等支援事業

(居住サポート事業)

③成年後見制度利用支援事業

(3) サービス利用計画作成

(法32条第1項)

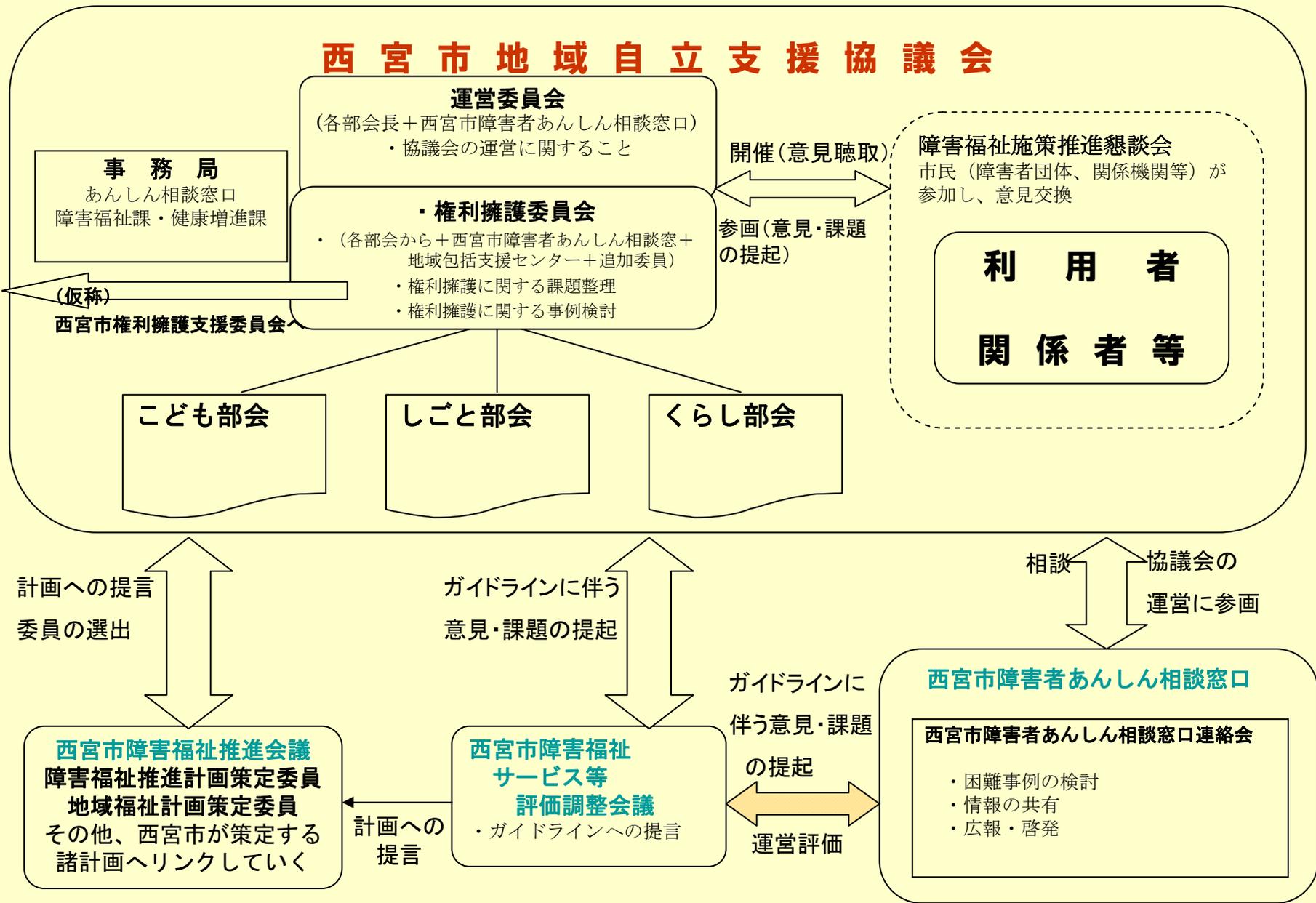
①サービス利用計画作成費の支給

西宮市地域自立支援協議会の取り組み

設立の経緯

- 2006年度より
障害者あんしん相談窓口連絡会で
検討を開始
- 2007年5月
西宮市地域自立支援協議会準備会設置
- 2007年10月
西宮市地域自立支援協議会設置

西宮市地域自立支援協議会システム図



運営体制

- 運営委員会と事務局会議

運営委員会 (奇数月第1火曜日10時～12時)

・・・市行政 各部会長

障害者あんしん相談窓口

- 事務局会議 (第3火曜日10時～12時)

・・・会長 副会長

障害福祉課 健康増進課

健康福祉計画課

各部会の取り組み

しごと部会

就労支援ネットワークの構築について

雇用促進策について

作業工賃のアップについて

就労支援センターの機能検討

こども部会

関係機関のネットワークの構築について

ライフステージに応じた支援体制について

課題別の分科会設定

くらし部会

施設入所者等の地域移行について

サービス等の供給体制について

地域との連携について

自立生活に向けた住宅確保について

事業者連絡会の設立 など

障害福祉施策推進懇談会

市民(障害者団体、関係機関等)が参加し、障害福祉施策などについての意見交換および部会や障害福祉推進計画策定委員会等に対して、障害者を取り巻く課題についての提言や提案を行っていく

権利擁護委員会の設置(2009年4月)

各部会や障害福祉施策推進懇談会で議論されているいろいろな課題のなかで、共通している権利擁護支援のありようについて、課題を整理し、施策につなげていく。

2009年11月より障害者相談支援事業所と地域包括支援センターを中心とした「事例検討」を重ねていくなかで、地域における自立支援を高めていくきっかけとする。

西宮市に対する報告会

西宮市地域自立支援協議会で論議している内容について、その中でも特に緊急性の高い課題については、具体的な提案内容も含めて、報告書をまとめた上で、西宮市健康福祉局をはじめ、関係部局に対して報告を行っていき、障害福祉施策等に反映できるようにしていく。

既存のしくみとの関係

- **障害者あんしん相談窓口連絡会**

支援費制度がスタートするにあたって2002年10月より始まった、相談支援事業者連絡会

- **障害福祉サービス等評価調整会議**

サービス等支給に関するガイドラインの監視を行う第三者機関

- **障害福祉推進計画策定委員会(推進会議)**

計画づくりに反映させていく必要性・・・課題の整理と実行力
第2期西宮市障害福祉計画に明文化

「地域自立支援協議会・・・(中略)地域の課題に対してより具体的な協議・検討を進め、今後の施策に反映していきます。」

- **その他の福祉計画策定委員会**

こどもからお年寄りまで含めた総合まちづくり計画へ

これまでの成果

- **事業者交流会の実施**
 - 居宅事業所交流会 地域包括支援センターとの事例検討会
 - グループホーム・ケアホームの職員交流会
 - 入所施設管理者との意見交換会
- **障害者あんしん窓口と地域包括支援センターとの
ケース検討会**
- **障害者自立支援制度セミナーにおける経過報告会**
- **くらし部会において、**
 - 入所施設 精神科病院 グループホーム(障害 高齢)見学会
- **障害福祉施策推進懇談会の設置**
- **障害福祉推進計画策定委員会および地域福祉計画策定委員会
に委員参加**
- **西宮市に対する活動報告会および施策提言**
 - 2009年10月 西宮市障害者就労生活支援センター
「アイビー」が設置された
 - 2010年1月サポートファイル(みやっ子ファイル)施行事業開始

今後の課題

- 地域自立支援協議会の核となる
当事者エンパワメント委員会(仮称)の設置
障害種別を超えた障害当事者のネットワークの構築
- 課題に応じた部会の増設
まちづくり部会 あんぜん(防災)部会
地域生活移行部会など 少しずつ増殖していくしくみに……
- いろいろな人の参画を……
当事者や福祉関係者以外の参画をすすめていきたい
例えば 商店会 自治会 学校 消防 警察
隣の人……………
- すべての人が地域で暮らしていけるしくみづくり

年間スケジュール

3月

各部会などの年間総括作業

4月

西宮市地域自立支援協議会総会

5月

西宮市に対しての報告会

兵庫県

障害者自立支援

連絡協議会の現状と課題

兵庫県障害者自立支援連絡協議会の現状

★広域的な対応が必要な支援事業

ア兵庫県障害者自立支援連絡協議会・圏域自立支援協議会の設置等

- 「地域で暮らしたい」「仕事をしたい」等本人の希望・状況に応じた生活スタイルを実現するためには、平素から、福祉・保健医療・就労・教育等複合的な課題に対応できる総合的な相談支援体制を構築しておく必要があります。

- このため、市町においては、相談支援・サービス事業者、福祉・保健医療・就労・教育等の関係機関、学識者等当該市町における障害者支援のキーパーソンを構成員とする「地自立支援協議会」を設置し、相談支援事業の中立性・公平性の確保、機能評価、困難事例への対応のあり方、関係機関のネットワーク形成等に必要な協議・調整が実施されているところですが、一部に未設置市町も見受けられるため、引き続き設置を働きかけていく必要があります。

○ 一方、県においては、全県・圏域の相談支援体制を確立するため、障害保健福祉圏域毎に「圏域自立支援協議会」を、全県に「兵庫県障害者自立支援連絡協議会」を設置し、地域自立支援協議会を支援するとともに、圏域又は全県での広域対応が必要となる課題に対応することとしています。

さらに、こうしたしくみを効果的に機能させるため、各圏域に「圏域コーディネーター」を配置し、地域自立支援協議会へのアドバイス・情報提供や、地域自立支援協議会・圏域自立支援協議会・兵庫県障害者自立支援連絡協議会等のつなぎ役として活動してもらうこととしています。

○ こうした市町域・圏域・全県における基礎的な相談支援体制と、「発達障害者支援センター」「障害者就業・生活支援センター」「高次脳機能障害支援事業」「障害児等療育支援事業」等専門性の高い相談支援体制がそれぞれ確立され、解決すべき課題に応じて連携できる重層的な相談支援のしくみを構築します。

兵庫県障害者自立支援連絡協議会の課題

○2007年3月に設置されたものの・・・

開催回数 2008年度 2回

2009年度 1回 (12月20日現在)

○構成メンバー

障害福祉計画策定委員会との違いがわからない

会長 障害福祉課長 副会長 障害者支援課長

※大きな展開が望めない。

○特別アドバイザーの活用できず

客観的視点が必要であるが、後方支援が望めない。

特に立ち上げの前後に必要なはずだが・・・。

兵庫県障害福祉推進計画

兵庫県における相談支援システム(ネットワーク・兵庫案)

兵庫県地域自立支援協議会

兵庫県障害者ケアマネジメント推進委員会

- ・相談支援専門員研修プログラム検討
初任者研修 継続研修 (指導者研修派遣)
- ・サービス管理者研修プログラム検討
初任者研修 継続研修 (指導者研修派遣)
- ・障害者ケアマネジメント
ステップアップ研修の検討・実施
- ・相談支援体制強化
- ・権利擁護体制整備
- ・相談支援体制評価 検討
- ・障害者等コーディネート事業評価 検討
- ・地域生活支援・地域生活移行支援に対する
スーパーバイズ機能

兵庫県障害者等コーディネート事業 コーディネーター(10名)

- ・市町の相談支援体制の後方支援
情報提供や助言 困難事例等への対応
- ・県域内の支援者資質向上を図るための研修
相談支援専門員 療育従事者等
- ・相談支援関係機関等の連絡調整
- ・相談支援体制の構築・充実

圏域コーディネーター

展開

展開

兵庫県

県民局

〇〇圏域 地域自立支援協議会

強化

広域的支援

- ・障害者等
コーディネーター事業
- ・相談支援体制整備
特別支援事業
- ・アドバイザー派遣事業
- ・精神障害者退院促進
強化事業
- ・地域移行促進事業
- ・ピアサポート強化事業
- ・障害者自立支援
基盤整備事業 等

専門的支援

- ・権利擁護支援センター
- ・障害児等地域療育
支援事業
- ・就業・生活支援センター
- ・発達障害者支援センター
- ・子ども家庭センター 等
専門相談窓口
- ・特別支援教育
コーディネーター事業 等

連携

相談支援事業研修等実施検討会

提言
提案
協力

ネットワーク・兵庫

(兵庫県相談支援事業者連絡会)

地域療育等支援事業者連絡会

助言
指導

連携

〇〇市 地域自立支援協議会

市 町

提言 提案
協力

連携

障害者権利条約と差別禁止法

- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい

千葉県づくり条例 2007年7月施行
差別禁止条例の広がり 2009年 北海道でも成立

- ・国連障害者権利条約

2006年12月13日採択 2007年9月28日署名
2008年5月3日発効

国内法の整備から「障害者差別禁止法」の
成立へ向かう動きに

いよいよ専門家や福祉関係者の
質や力量が問われ始める